

厚生省薬務局長

医療用医薬品再評価に関し資料提出を必要とする 有効成分等の範囲(その19)について

今般、薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の3(同法第23条に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の 範囲を指定した件を別添平成5年5月6日厚生省告示第131号をもって告示 したので、その取扱いについては下記の諸点に御留意のうえ、貴管下関係各業 者に周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮を煩わせ たい。

記

#### 1. 再評価を受けるべき医薬品の範囲及び提出すべき資料

医療用医薬品のうち、酢酸トコフェロールを有効成分として含有する単味剤であって、効能又は効果として「妊娠機能障害(排卵障害)」を有するもの。(ただし、薬事法第14条の2第1項の規定により再審査を受けなければならない分量、用法、用量、効能、効果等のみを有するものを除く。)

有効性に関する資料

#### 2. 提出期限

平成5年9月6日

### 3. その他

1に掲げる医薬品の範囲のうち、再評価申請を行わない品目については、速やかに製造(輸入)承認の整理届けを提出させること。

## $\bigcirc$ 厚 生 省 告 示 第 百 三 十 号

示 き 第 る ベ + 薬 当  $\dashv$ き  $\equiv$ 事 該 = 医 条 法 医 条 に 薬  $\overline{\phantom{a}}$ 薬 に 品 お 昭 品 お 和 の 13 の Ç١ 範 て Ξ 範 準 + て 囲 囲 Z を 用 五 ` 指 す 年 れ 提 b 定 る 法 出 U 場 律 の す 規 た 合 第 ベ 定 を 百 の き を 含 で 四 資 準 + む 料 用 ٥ 五 同 及 す 項 号  $\smile$ び る 及 の そ 婸 び 規 第 の 第 + 合 定 提 を + ķΞ 四 出 含 四 基 条 期 む 条 づ の 0 限 の き  $\equiv$ を Ξ 第  $\smile$ 次 箅 再 0) の 規  $\equiv$ 評 項 ኔ 定 項 価  $\overline{\phantom{a}}$ Ć K 同 を 基 に 同 受 法 告 法 第 づ け

平 成 五 年 五 月 六 日

す

る

厚 生 大 巨 丹 羽 雄 哉

範 囲

医

薬

밂

の

薬 事 法 施 行 令  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 Ξ + 六 年 政 令 第 + \_\_ 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 + 四 条 第 項 第 Ξ 号 1

(1) (イ) に 規 定 す る 医 療 用 医 薬 品 の う ち 酢 酸 1 コ フ エ 口 Į ル を 有 効 成 分 بح

れ

` そ の 資 料 を 提 出 <del>ᇦ</del> る <u>ب</u>

 $\equiv$ 

提

出

期

限

て 含 有 す る 単 味 剤 で あ つ て 薬 事 法 第 + 四 条  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 \_ +  $\equiv$ 条 ķΞ お し ķ١

し

て 進 用 す る 場 合 を 含 ţ, o の 規 定 K ょ IJ 承 認 を 受 け た 効 能 又 は 効 果 ح

て 妊 娠 機 能 障 害  $\overline{\phantom{a}}$ 排 卵 障 害  $\overline{\phantom{a}}$ を 有 す る も の  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 + 四 条 の 第 項 の

果 等 の み を 有 す る も の を 除 く

規

定

に

ょ

IJ

再

審

査

を

受

け

な

け

れ

ば

な

b

な

14

分

量

`

用

法

用

量

`

効

能

効

# 提 出 す ベ き 資 料

再 評 価 に 係 る 単 味 剤 で あ る 医 薬 দ の 有 効 成 分 の 種 類 投 与 経 路 • 剤 型

等 に 応 じ • 薬 事 法 施 行 規 則  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和  $\equiv$ + 六 年 厚 生 省 令 第 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 十 八 条 の

 $\equiv$ 第 ---項 第 号 に 掲 げ る 資 料 た だ U • 医 学 薬 学 上 公 知 で あ る と 認 め ら

る 婸 合 そ の 他 資 料 の 添 付 を 必 要 بح U な ķ١ 合 理 的 理 曲 が ぁ る 場 合 に ぉ 41

て は と を 要 U 次 W